

奈良市医師会 F A X 通信

各医療機関 殿

平成28年9月7日

奈良市医師会

四條畷市の福祉医療費助成制度受給者の現物給付対応について

平素は本会活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各都道府県が実施する福祉医療費助成制度（子ども、ひとり親、障がい者など）につきまして、奈良県外の受給者が受診した場合は、一旦窓口では保険診療分の一部負担金をお支払いいただき、受給者が居住地の役場にて償還払いを受ける形での対応をお願いしておりますが、今般大阪府四條畷市より奈良県内の医療機関を受診する市民が増加していることから、四條畷市の福祉医療費助成制度受給者が奈良県内の医療機関を受診した場合は助成制度における一部負担金だけを支払うのみの現物給付による対応をお願いしたい旨の依頼がございました。当会としましては、奈良県の福祉医療費助成制度が現物給付ではないことと、各医療機関の事務的な負担が増えることも考慮し、アンケートを実施したうえでご協力を検討いただける医療機関のみを四條畷市に報告させていただくことといたしました。

つきましては、下記概要をご参照のうえ、四條畷市の福祉医療費助成制度受給者に対する現物給付への対応について、9月26日（月）までに奈良市医師会事務局へFAX（34-1952）にてご回報いただきますようお願いいたします。なお、ご検討いただける医療機関向けには四條畷市より後日説明会が開催されますが、個別説明も対応可能とのことです。ご不明な点がございましたら下記の四條畷市担当課までお問い合わせください。

***** 四條畷市民の福祉医療費助成制度受給者の現物給付対応の概要 *****

◆対象者：四條畷市福祉医療費助成制度受給者（但し、社会保険の方のみ）

※国保は連合会における請求システムの対応ができないため対象外

◆開始時期：平成29年4月1日～（予定）

◆一部負担金：社保の受給者は入院・通院ともそれぞれ1医療機関ごと、月に1日目と2日目まで最大500円の一部負担金を徴収。3日目からは無料。

国保の受給者は現行通り保険診療分の一部負担金（2割または3割）を徴収。

受給者証の提示忘れの場合は現行通り受給者が償還払い手続きを行う。

◆請求：社保分は併用レセプトにより、医療費助成事業分も含め支払基金奈良支部に請求。

国保分は現行通り単独レセプトで奈良県国保連合会へ請求。

◆事前の対応：レセプトコンピューターへの四條畷市の医療費助成事業の情報（実施機関番号、計算方法及び併用レセプトの作成等）の登録及び設定等。

※設定費用は各レセコンメーカーとの契約によりますが、定額保守契約ならば無料だが、スポット契約ならば3～5万円とのメーカーもあるようです。有償の場合、設定費用に関する四條畷市からの補助はありません。

◆問い合わせ先：四條畷市子ども窓口担当医療課 田中氏 TEL 072-877-2121（内線687）

返信用紙 ※回答欄の□にチェックしてください

四條畷市民の福祉医療費助成制度受給者に対する現物給付対応に対し

☐ 検討してもよい

☐ 協力できない

※参考までにレセコンのメーカー名をご記入ください（

）

医療機関名：

※FAXで返信の場合は切り取らずに34-1952まで